2.14.　（略）	2.13.　（略）
2.15.　「Ｖ２Ｘによる総電力消費量」とは、外部の電力要求量を賄うために駆動用バッテリーを用いて放電した総電力量をいう。	（新設）
2.16.　「非走行目的による総電力消費量」とは、エアコン等を除く走行以外の目的でバッテリーから放電されるエネルギーの総量をkWh単位で表したものをいう。	（新設）
2.17.　「総電力消費量」とは、バッテリーから放出されたエネルギーの総量をkWh単位で表したものをいう。	（新設）
2.18.　「充電状態（ＳＯＣ）」とは、車両運転者に表示される、放電可能なバッテリーの残存容量の指示値をパーセンテージで表したものをいう。	（新設）
2.19.　「バッテリー耐久ファミリー」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては協定規則第154号の規則6.11.1.2.の規定に、車両総重量3.5ｔ超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）にあっては車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界統一技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界統一技術規則第25号（以下この別添において世界統一技術規則第25号という。）の規則6.1.2.の規定に基づき同一ファミリーであることを示すコードをいう。	（新設）
2.20.　（略）	2.14.　（略）
2.21.　「Ｖ２Ｘ」とは、駆動用バッテリーを利用して外部の電力・エネルギー需要をまかなうことを指し、例えば、駆動用バッテリーを活用した系統安定化のためのＶ２Ｇ（Vehicle-to-Grid）、停電時の地域最適化や非常用電源として駆動用バッテリーを住宅用蓄電システムとして利用するＶ２Ｈ（Vehicle-to-Home）、および停電時や平常時の屋外活動時に利用されるＶ２Ｌ（Vehicle-to-Load、接続された負荷のみに供給）を指す。	（新設）
2.22.　「仮想距離」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては「Ｖ２Ｘおよび非走行目的における総放電エネルギー（Wh）」を「バッテリー耐久ファミリーの最悪ケース認可エネルギー消費量（Wh/㎞）」で除した値を言う。	（新設）
3.　車載式燃料・電力消費等測定装置の記録項目 車載式燃料・電力消費等測定装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、5.1.の規定に基づき、それぞれに定める項目を読み出すことができ、かつ、ライフタイム値を記録するものでなければならない。	3.　車載式燃料・電力消費等測定装置の記録項目 車載式燃料・電力消費等測定装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、5.1.の規定に基づき、それぞれに定める項目を読み出すことができ、かつ、ライフタイム値を記録するものでなければならない。
3.1.　電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）	3.1.　電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
	（新設）
(7)　ライフタイム値の保持状況	(7)　（略）
(8)　（略）	
3.2.　電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）	3.2.　電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
	（新設）
(6)　ライフタイム値の保持状況	
3.3.　電気を動力源とする自動車（ガソリン又は軽油を使用するものに限る。ただし、車両総重量3.5ｔ超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）にあっては、軽油を使用するものに限る。）	3.3.　電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものに限る。）
(1)～(12)　（略）	(1)～(12)　（略）